

養 監 第 48 号の2

平成 27 年 2 月 12 日

養父市監査委員 守 本 英 昭

養父市監査委員 西 谷 昭 徳

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を公表します。

記

1 監査の対象

施設の名称	おおやスポーツセンター及びおおやB&G海洋センター
指定管理者	全但バス(株)・但南建設(株) 共同事業体
所 管 課	教育委員会 生涯スポーツセンター

2 監査の実施日 平成 27 年 2 月 3 日 (火)

3 監査の範囲 平成 25 年度に執行された、おおやスポーツセンター及びおおや B&G海洋センター指定管理委託に関する事業について

4 監査の方法

公の施設の平成 25 年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされてい

るかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、事前に関係書類の提出を求め、所管部局職員からの説明と監査対象施設に出向き指定管理者から説明を求めるなどにより実施した。

5 監査の着眼点

1. 所管部局関係

- ア、公の施設の管理を行わせている団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- イ、指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ、管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ、協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- カ、事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク、指定管理者において施設の利用促進を図ることとしているが、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

2. 指定管理者関係

- ア、施設は、関係法令（条例も含む）の定めるところにより善良な管理者の注意をもって管理されているか。
- イ、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ、利用促進のための努力はなされているか。
- オ、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ、公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また領収書類の整備、保存は適正になされているか。

6 指定管理の状況

本施設は、体育館・グラウンド・プールを有する大屋地域の中核的スポーツ施設で、平

成 22 年度から指定管理へ移行し、今年度で 4 度目の決算となっている。

平成 25 年度の収入総額は、指定管理料を含め 12,857 千円、支出総額は、人件費、一般管理費等 13,510 千円で、収支は 653 千円の赤字であるが、今年度からの 3 カ年で黒字化を目指している。

おおやスポーツセンター 利用者数推移表

(単位:人)

区 分	体育館	会議室	球場	プール	施設外 (太極拳教室)
平成 22 年度	5,398	1,375	4,120	1,502	0
平成 23 年度	5,738	1,089	7,519	1,526	301
平成 24 年度	6,254	1,272	6,676	1,338	668
平成 25 年度	7,433	1,776	6,671	1,669	916

7 監査の結果

《所管部局関係》

1. 指定管理者の指定の手続については、「養父市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」・「養父市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」・「養父市立体育施設設置及び管理条例」・「養父市立体育施設設置及び管理条例施行規則」・「養父市公の施設指定管理者制度委員会設置要綱」等に基づきなされている。また協定書の内容についても、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項については、条例の内容にそったものとなっており、議会の議決を経ているなど問題点は見受けられなかった。
2. 指定管理委託料の支払いについては、協定書で請求日から 30 日以内に支払うこととなっているが、1 カ月以上経過しているものが見受けられた。協定に従い処理されたい。
3. 指定管理者募集要項と指定管理者の提出した事業報告書の要求水準の数字が一部不一致となっている。また、内容の精査が不十分な書類も見受けられた。

事業報告書等の点検は適切にされたい。

《指定管理者関係》

1. 施設は、協定書に基づき適切に管理されていた。

2. 協定書に掲載されている備品についても、台帳により適切に管理されていた。
3. 施設利用料については、減免規定により、単純に1人当たりの使用料に利用人数を掛けても利用料収入とはならない。今後は、利用者数と収入の明細が分かるようなものを添付されたい。
4. 平成25年度の施設の利用状況は、全体で18,465人となり、目標の17,700人に対し765人4.3%の増、前年度に対しても2,257人13.9%の増となっており、適切な運営がなされているものと見受けられた。
5. 市民サービス、業務水準の向上については、施設に対する利用者の要望や意見をアンケートにより収集し、集約された意見は市の担当部と協議し改善を図っている。
6. 施設管理業務に関する会計処理については、領収書等関係書類の整備・保存は適切に行われていたが、提出された事業報告書の収支実績表で、収入の部の指定管理料の記載が実態と合っていないので正確に収支を作成されたい。
7. 指定管理者の基本的な考え方にに基づき管理運営されていることが、事業報告書等により見受けられた。今後とも、市民サービス・業務水準の向上に鋭意努力されたい。